

4 開第 2306 号
令和 5 年 3 月 30 日

公立大学法人福島県立医科大学
理事長 竹之下 誠一 様

会津若松市長 室 井 照 平



都市計画法第 43 条第 1 項の規定による建築許可について（通知）

令和 5 年 2 月 28 日付で申請のあった件については、別紙のとおり許可しましたので、
下記に留意して建築行為を行ってください。

記

【立地基準による許可理由】

申請地に病院兼調剤薬局を建築する行為は、都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ホ「当該建築物が周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ市街化区域内において建築することが困難又は著しく不相当と認められる建築物で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの（福島県開発審査会審査基準第 15 号「公共公益施設：医療施設）」に該当するため。

【留意事項】

1. 都市計画法令及び許可に付された条件を遵守してください。
2. 他の法令による許可等を要するものは、この許可とは別に許可等を得る必要があります。
3. 建築物を建替える際、増築する際、譲渡・売買及び用途変更する際には再度、事前に開発管理課と協議してください。
4. 建築行為に関して疑義が生じた場合等は、下記までご連絡ください。

様式5

会津若松市指令開第 2306 号

福島市光が丘1番地
公立大学法人福島県立医科大学
理事長 竹之下 誠一 様

令和5年2月28日付で申請のあった建築物の建築については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第43条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和5年3月30日

会津若松市長 室井 照平



1. 許可の内容

(1) 土地の所在、地番及び面積

河東町大字谷沢字前田 21 番 2、字十文字 10 番 2	49,855.82 m ²
-------------------------------	--------------------------

(2) 予定建築物の用途、面積

病院兼調剤薬局	809.77 m ²
---------	-----------------------

2. 許可条件

(1) 建築行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。

なお、プロポーザルの実施により、設計内容（土地利用計画図、平面図、延床面積等）に変更が生じる場合は、事前に開発管理課と協議すること。ただし、次の要件に反する場合は、都市計画法第81条第1項第3号の規定により、本許可を取り消す。

(ア) 建築行為は、許可を受けた敷地内で行うものであること。

(イ) 許可を受けた敷地について、土地の区画形質の変更の変更を行わないこと。

(ウ) 予定建築物の用途に変更がないこと。

また、変更する設計内容によっては、改めて福島県開発審査会の承認を受けなければならない場合もあるため留意すること。

(2) 許可行為の期間は、令和5年10月1日から令和6年10月31日までとする。

(3) 許可を受けた土地の見やすい場所に、別記様式の建築標識を建築が完了するまでの間、掲示しておくこと。

(4) 許可行為を中止又は廃止したときは、遅滞なく会津若松市に届け出て災害等が発生しないよう措置すること。

(5) 予定建築物は、「病院兼調剤薬局」としてのみ使用し、その他の用途に使用しないこと。

(6) 建築物の建替え、増築、譲渡・売買及び用途変更する際には再度、事前に開発管理課と協議すること。

(教 示)

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に都市計画法第50条第1項の規定により福島県開発審査会に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に会津若松市を被告として(訴訟において会津若松市を代表する者は、会津若松市長となります。)提起することができます。ただし、この処分について福島県開発審査会に当該審査請求をした場合には、処分の取り消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。